

燕市情報公開条例の一部改正について

燕市情報公開条例（平成18年燕市条例第11号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市情報公開条例の一部を改正する条例

燕市情報公開条例(平成18年燕市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「情報」を「公文書」に、「、マイクロフィルム、録音テープ及び磁気テープ等で」を「(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって」に改め、「(以下「公文書」という。)」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保管しているもの

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第10条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 文書、帳票、図画又は写真 閲覧又は写しの交付

(2) フィルム 閲覧若しくは視聴又は写しの交付

第10条第2項に次の1号を加える。

(3) 電磁的記録 その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の燕市情報公開条例第2条第2号及び第10条第2項各号の規定は、この条例の施行の日以後に受理した情報の公開に係る請求及び申出について適用する。